

議 長 受付番号第6号 飯田一君の一般質問を許します。登壇願います。

6 番 飯 田 議長のお許しが出ましたので一般質問をさせていただきます。受付番号第6号、質問議員第6番 飯田一。件名、里地里山の保全と耕作放棄地の取り組みは。

要旨、農業者の高齢化が進み、耕作放棄地がさらにふえるものと危惧されます。耕作放棄地の増加に伴い、里地であった耕作地が雑草地となり、イノシシ・シカ・タヌキ・ハクビシン等の格好のすみかとなり、また、それにつれヤマビルも増加します。里地里山を守るには、まず、耕作放棄地の草刈り等を行うなど環境整備が必要と考えます。そこで次の点について伺います。

(1) 農業者の高齢化に伴い、耕作放棄地がふえていますが、対策は今後どのようにお考えですか。

(2) 里地里山の保全について、ボランティアの人に協力を仰ぎ、成功している事例も少なくありません。ボランティア制度の導入のお考えは。

以上、よろしくお願いいたします。

町 長 それでは、飯田議員の質問に順次お答えをさせていただきます。

1つ目の耕作放棄地対策の御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、現状の状況について申し上げます。東名高速道路より上側の松田町都市計画区域外の農地面積は、2010年農業センサスによると162ヘクタールで、そのうち耕作放棄地は21.9ヘクタールであり、農地面積に対する割合は13.5%でありましたが、近年の2015年の農業センサスによると、農地面積は160ヘクタールに対し、耕作放棄地42ヘクタールで、その割合は26.2%と耕作放棄地率が増加傾向にあります。

このような中、農業に直接かわる機関であります農業委員会が、平成28年4月から施行された改正農業委員会法に基づく新しい農業委員会体制に、現委員の任期満了後、平成29年7月20日から移行いたします。それにより、今まで公選制だった農業委員の選出につきましては、町長からの選任制に移行し、法令により、その構成委員につきましては、女性及び若手の農業者を含めることとされているために、より活発な農業対策の研究、検討、推進が図られるというふうなことを期待しております。

また、今回の改正により、農業委員会は今まで任意業務として行っていた農地利用の最適化等について、法律上の義務として果たさなければならないと明文化されており、御質問にあった耕作放棄地対策についても、法令業務である利用状況・意向調査や、関係する農地中間管理機構の活用とあわせて、放棄地の改善が図られるよう行動してまいることとなります。

松田町といたしましては、今後は農家の代表者としての農業委員会委員の皆さんとの事業を強化し、現在取り組み始めているパクチーの試験的な栽培や、ミカン、ユズ等の柑橘類を活用したサプリメントの開発など、研究機関を通じ未病対策につながるのではないかと、また、松田町内において、どんな作物を栽培すれば利益性のよい農業となるかなどなど、さまざまな研究を行ってまいること、現在従事されている方々の高齢化をかんがみ、若い方や農業に従事したい方々の農業への参入支援を行い、耕作放棄地の増加の抑制を図ってまいりたいというふうに考えております。

2つ目のボランティア制度の導入のお考えは。という御質問についてでございます。

先日、8月23日に神奈川県下20番目の地区といたしまして、寄地域全体約2,241ヘクタールを「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」に基づく里地里山保全等地域の御指定をいただいたところでございます。

この制度は、土地所有者や地域住民、ボランティアが一体となって、景観や水源環境の保全、伝統的な生活文化の保全等、多面的な機能を持つ里地里山地域について、里地里山の保全活動を行う事業でございまして、大まかに2段階の手続を行うことで、里地里山の保全活動を行う団体に対し、補助金の対象となる事業となっております。

まず第1段階目といたしましては、町から県に対する里地里山保全等地域の選定を行う必要があり、当町では、今回、寄地区全体を候補地域として申請し、県より指定をいただいたところでございます。

2段階目といたしまして、このエリアの中で里地里山の保全等を行う地元団体が活動する土地の所有者と地元団体との間で活動協定を結び、それを県が認定することで、団体に対するさまざまな補助金の支給を受けることができるよう

になります。

この里地里山保全活動は、林地や農地及びそれに付随する道の保全・再生や、里地里山に触れ合う体験活動等を行うことなども補助の対象になり、活動に対しましても、団体が購入する草刈り機等の資器材の購入費も、上限がありますが補助の対象となっております。

本制度の趣旨を御理解いただいた中で、実際に活動する団体の結成には、地元の方々の御協力が不可欠でありますし、また、荒廃地の再生や今ある農地の保全活動のためには、ボランティアの導入も可能ですので、当町におきましてもこの制度を活用し、議員の御提案であるボランティア制度の導入を推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。

本制度のモデル事業といたしましては、現在、寄ロウバイの会を認定団体の第1号とすべく調整を行っておりまして、県に対し、活動エリアの保全、体験活動を含め、来年度の予算要求を行っております。

今後は寄ロウバイの会以外にもさまざまな活動を行う団体の掘り起こしや、松田山でも自主的な活動を行う団体と調整を行い、里地里山保全等地域の指定をいただけるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、本制度の活用は松田町の農林業の活性化や良好な農業環境の維持・継続を行っていくことにつながっていると思っておりますので、今後も県と地域の皆様方と歩調を合わせて推進をしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

- 6 番 飯 田 どうも御丁寧な回答ありがとうございました。今、回答の中にもありましたように、2010年度の農林業センサスによるデータから、耕作放棄地が松田の場合13.5%、直近ですと26.2%、約5年ぐらいの間にですね、約倍ぐらいに耕作放棄地がふえているということなんですけど、松田地区の場合は中山間地ですよ。非常に傾斜が多い中で農業をやられるというふうなことでね、零細農家が多い、あるいは、そういう中山間地で機械化が進まないというふうな中で、全国的に見ますとですね、その前の農林業センサスによりますと、中山間地の耕作放棄地率は、約もう5割ぐらいらしいんですよ。そこへ行きますと、松田町の場合には26.5%、平野の部分ありますからね、どうかと思うんですけど、

だからまだまだ中山間地が利用されているというふう思うわけですが、この松田町の高齢化あるいは後継者不足、あと鳥獣害被害などですね、お年寄りと話したりなんかしてますと、あと何年かできるかわからないけど、息子もやらないというしね、自分がやめたらもう農業おしまいだよというふうなね、声をよく聞くわけですよ。

それで、実際にですね、寄の基幹産業でありますお茶もですね、毎年のようにやめられる農家がいると。それと、じゃあお茶の生産やめても、じゃそのお茶畑はね、どうしているのかというと、そのままほっぽらかして草が伸び放題というふうな形でですね、もう耕作放棄地にイコールつながってしまうというふうなのが今、現状なんですね。

それで、今、農地中間管理機構による農地の集積とか集約化を国のほうの方針で進めているわけなんですけど、特に中山間地農業ではですね、農地の出し手はいても借り手がなかなかいないというふうなのが現状なんですね。私のうちの近くでもですね、もう年だから農業できないからだれかに貸したいと。そちらのほうに登録してあるんだよというふうな話を聞きます。そうしますと、もうそこへ出してあるんでね、農業委員会のほうへ出してあるんで、だれか借りてくれるだろうというふうな期待を持って何にもしてないわけですよ。その畑を。そうすると、そのまま耕作放棄地にいずれはつながってしまうというふうなのが現状なんですね。

それで、今、農振地域内の遊休農地に対して、今度固定資産税が1.8倍になるというふうな話を聞いてますけど、これはですね、農家の農業所得の低下につながるわけですよ。そうすると、ますます農家のほうではですね、山間地の固定資産税なんか大したことないんで、1.8倍になっても大したことないと思われている方もいるかもしれないんですけど、そうしますとですね、ますます、そのぐらゐの金払ってもね、そのまま土地をほっぽっといてもいいというふうなことに、そういう考え方になっちゃうと思うんですけど、その辺に対してのね、その税率が上がることによる農業離れがまた加速するんじゃないかというふうな危惧に対しては、町のほうのお考えはどういうふうにお考えでしょうか。

参事兼観光経済課長 税率につきましては、これは町としてはいかんともしがたいと思ってます。これ、上位法に基づくものですので。ただし、耕作放棄地がふえた。それはまことに、今回の改正農業法のほうでも、農業委員会法のほうでもそうなんですけども、それを主眼に置いているのはそこなんです。あくまでもそのための手法として、平地とか何かの大規模農地については、中間管理機構の受け渡しもあるし、貸し出しもあるし、借り手もある。中山間地は確かに借り手がない。その中の方法として、今、特に神奈川県でも取り組んでいるのが里地里山制度でございます。これについては、どういう制度化かというと、まず、個人ではなくてボランティアも含め、地域も含めまして、皆さんでその農地を共同で維持管理していこうよと。ですから、ロウバイ園、御承知のように土地は個々の者の所有なんですけども、一体としての協定を結びまして、地主さんも、地主さんは半分以上ないといけないのですけども、残りの半分はボランティアの方でも結構ですよ、また、地域の土地持ちでない人が手伝ってもいいですよ、そういう形で維持しましょうよということなんです。そうしてあれば、高齢者ひとりでやるよりは、大勢でやればある程度そこら辺の補いもできるでしょうというシステムでございますので、そこら辺の絡みで、税制はどうにもならないんですけども、取り組み方としてはそういう手法もありますよと。現在、ですからロウバイを、第1号としては町は認定しているわけでございます。

6 番 飯 田 上位法によるものでね、町は何ともしがたいというふうなことはよくわかるんですけど、松田町、今も回答の中にもあったんですけど、中山間地が多くてですね、まとめて農地を借りてね、百姓専業でやろうというような人はもうなかなかね、現実的に難しいんじゃないかと思うんですね。農家の高齢者などに農業指導してもらってですね、技術を覚えて、家庭菜園的な考えで、そんな広くなくてもいいからね、耕作放棄地にしておくよりは、だれかに貸してもらって、そこを畑1枚でもね、耕作してもらったほうがいいというふうな考え、もっと小さいね、考え方で耕作放棄地を行うというふうなことで、ファームサポート制度というのがあるんですけど、この制度に対する考え方はどうなんです。松田地区に当てはまるか、当てはまりそうだとかですね、そういうお考えはあるでしょうか。

参事兼観光経済課長 ファームサポート制度、ちょっと私もこれには詳しい内容は承知してないんですけども、要するに援農制度ではなからうかと思っています。というのは、通常であれば、松田町においては2反以上ですね、20アール以上のものは、農地としての下限面積となっておりますので、それ以上を持たないと農家としては認めないと。全国的にいろいろな制度上2反なのか3反なのか4反なのかありますけれども、松田町は2反、通常地域ですと4反が標準になっております。そこら辺の中で、援農制度、それは農家ではなくて、農家のためのサポート、助っ人をする、ボランティアが助っ人する。その中で、要するに農家ではないけれども、手伝うことによって、労力をやることによって、一部をいただいているという制度だと思います。それは、やっていくことが一番いいことではありますけれども、なかなかそれだけの農家の方がお任せすることができるかどうか、そこら辺にかかってくるのではないかと考えております。

6 番 飯 田 ファームサポート制度、すごく援農制度ということで幅広いと思うんですね。いろんな農園みたいな形でサポートしているいろんな考え方ありますんでね、その中で方法は1つではないというふうなことで、今後ともですね、耕作放棄地をなくすために、この辺の制度の勉強もちょっとしていただければなというふうに思います。

それから、2番の里地里山の保全についてに入りたいと思いますけど。私もこの前パソコンを覗いてましたらですね、8月23日付で、寄地区全域がですね、里地里山に認定されたというふうなことで、概要としては、ここに書いてありますのは、「四季の彩りも美しく、山間沿いに点在する集落と一体となった里地里山の風景が色濃く残された地域ですが、住民の高齢化や担い手不足により、農地や山林の荒廃化が進んでいます。」こういうふうな概要として書いてあるんですけど、本当にこのとおりだというふうに思って、タイミング的にもですね、この時期にこういう制度が認定されたというふうなことはね、非常にいいことかなというふうに思っています。

それで、先ほども話に出ましたがロウバイの里とか、もう一つあるみたいなんですけど、例えば、いろんな形でその保全事業をね、これから行っていくんじゃないかと思うんですけど、例えば、そういう寄地区内のそういう組織と

いうのがありますよね。その上に今回認定された松田町の寄地域の里地里山保全事業の下にそういう組織があるのか。あるいは、そうじゃなくて、寄地域にあるからもうそういうの関係なくね、上下関係ないんだよというふうな考え方なのか、その辺をお伺いします。

参事兼観光経済課長 組織的に申しますと、まず、寄地域すべてを、認定区域どこでもいいですよ。寄区域について、その中で、里地や里山の協定を地域の方が結んでももらえればいいですよ。それは、主体は地域です。ですから、今までできなかったというのは、地域にそれだけの主体となる核がなかったからです。ただ、たまたま今回寄でもそういうことが芽生えてまいりました。ロウバイという、ロウバイの組織です。そのロウバイの組織については、事例を申しますと、全員がロウバイを管理している地主さんではございません。一部地主さんでない方もそれに協力してやっていると。土地については、皆さんで管理している。個々の土地ではないという認識です。そういうような中でやっておりますので、ほかに今後さまざまな地域が、寄地域でも出てくると思います。例えば、弥勒寺地域で耕作放棄地も含めて、5人なり10人の方々が1回それをやりましょうよ。例えば、それについて農作物。例えば、里地里山のものを守るというものであれば、認定の基準に合致しますので、それは県に申請することができます。そこら辺は当然、町のほうでもお手伝いさせていただいて、手続等につきましては、事務方については一緒にやっていきたいなど。ただ、基本は地元であり、地域であり、そして皆さんでやろうという意気込みのあるところじゃないと長続きしないと。それについて、それ相応の県から補助金がおおりてまいります。以上でございます。

6 番 飯 田 ということは、寄地域内のそういう団体であれば、直接県のほうから認定されますよというふうな理解の仕方ではよろしいんでしょうかね。それと、例えば、一つの例でこんなこと聞いていいのかどうかかわからないんですけど、例えばロウバイの、今グループが認定されそうだというふうな話なんですけど、例えばそういう組織で大体どのくらいのですね、助成というか、そういうのは、大まかで結構なんですけど、わかれば。

参事兼観光経済課長 おおむねですね、寄地域ですと、先ほど2,241と言いましたけれども、その

中の、反別でちょっと今ここでデータがないんですけども、おおむね50万から60万の間の金額が県のほうからおりてくるといふふうに試算しております。内容的に申しますと、畑の場合には、反当たり1万8,000円です。果樹につきましては、2万9,000円が反当たりおりる計算になります。それをもって里地里山を保全していただくと、耕作放棄地をなくしていただくといふような形になります。以上です。

6 番 飯 田 ということは、この助成は、例えば草刈り機買ったり、耕運機買ったり、いろんな必要機材に使わなければいけないとか、そういう縛りみたいなものはあるのでしょうか。

参事兼観光経済課長 特段の縛りはありません。ですから、使いやすい補助金という解釈でいてもらって結構です。そしてまた耕作放棄地を、先ほどの町長の説明でもありましたけれども、やる場合には、ちょっと資料がないんですけど別段草刈り、耕作放棄地をもう一回里に戻すという作業の中では、何がしかの補助金もおりるといふシステムになっております。

6 番 飯 田 寄地区、集落が全部で9つありますよね。自治会は7つなんですけど。その中で、これからの考え方としてはね、高齢化が進んで若い人がだんだん少なくなる中で、その中でも農業、草刈りができたり、まだ元気のいいお年寄りもいれば若い人もいるといふようなことで、だけどその反面もう年くっちゃって、自分ひとりでね、畑もできなくなっちゃったといふような人がいて、大体耕作放棄地になるのはその人が持っているような畑ですよね。これからはだんだん集落へのというんですかね、その地域の耕作放棄地やその地域の集落の人で、何とか解決しなければいけないといふようなのがね、一番やりやすいのかなといふような思いをしているんですね。

さっきも言いましたように、そういう集落の周辺、すぐ裏が耕作放棄地になっちゃってて、そこにはボサになっちゃってて、イノシシとかシカとかタヌキとかですね、格好のすみかになっちゃってると。昼間行ってもガサガサガサガサ音がするわけですよね。それで、夜になると活動を始めるわけで、県道まで出てきたりなんかしてね、活動を始めるわけなんですけど、そういうシカとかイノシシも利口なもんでね、人に見つかるとういふところに逃げ込んだり

んですね。そうすると、人家の近くなので、鉄砲を撃つこともできなきゃ何にもできないというのを向こうもよく知っててですね、そういうふうな格好の隠れ家になっちゃっていると。

9月4日、先週の日曜日なんですけど、うちのほうの自治会でも町道の草刈りやったわけなんです。それで、町道寄3号線っていいまして、福昌院から萱沼に抜ける道なんですけど、途中あそこ林みたいになっててね、木が生い茂って日が当たらないと。そういうふうなところですね、草刈り6名で行ったわけなんですけど、行ったら2名ぐらいしか草刈りできないと。なぜかっていいますと、その隅っこ、道路の端にですね、落ち葉とか何とかこう落っこってますよね。まとまってるんですけど、それをスコップでさらうとですね、ヤマビルがもう何匹もこう動いているというふうなことで、急遽ですね、ガスバーナーを持っている人を呼んでですね、そういうのを焼き殺したというふうなことで、そのくらいイノシシとかシカが出る。副産物としてヤマビルまで一緒にふえてきちゃうんですね。

これはこの前、秦野のほうのそういう対策見てましたら、もう町でも手がつけられないから、国とか県とかね、大きい広義でもって対策をとってもらわないと、小さい自治体じゃ何もできないよというふうな報告が載ってたわけなんですけど、まあ、そう言われてみればそうかなと。幾ら退治してもイノシシ、シカがどんだん、さっきの田代議員の質問じゃないですけど、出てくればね、やっぱりそれにつれて根絶するのはちょっと難しいというふうなことで。

もう一つはですね、確かに先ほど獣害被害の件で捕獲というふうな話出てましたけど、そういう荒廃農地をですね、草刈りとかそういう整備することによって、そこに住んでたそういう動物類をですね、山奥へね、追い返すというふうな効果もあると思うんですよ。今までそこはボサで隠れることができたからそこに住んでたわけですよね。そこを今度きれいにしたらですね、絶対そこへ来ないわけなんです。私も去年ちょっとまとまった畑を全部刈ったんですけど、やっぱりイノシシの寝た後とかですね、けもの道がその畑の中にありましたけど、草刈ったらもう出てこないですよ。それだけほかのところに移っち

やってるんでしょうけど。そういう耕作放棄地をきれいにすることによって、
どんどんどん山奥へ追い返しちゃうと、そういう動物をですね、そういう
のも一つ、獣害から農地とかそういうものを守る一つの手立てかなというふう
に思います。

それとあと、里地里山保全等地域がですね、認定されたわけなんですけど、
その中にですね、条例に定義されている内容が「良好な景観の形成」というふ
うなことで、よそから寄を訪れてた人がですね、いろいろ歩いてみたら、もう
ボサの畑ばっかしだというふうなことじゃなくて、やっぱり里地里山のいいイ
メージ、見た感じ良好な自然の景観が、やっぱりそういうのが目的だと思うん
ですよ。そういうのがなければ、里地里山とは言えないというふうなことで
考えているんですけど、里地里山をこれから形成する上においてね、やっぱり
一番最初に取り組まなきゃいけないのは、この保全。ここにも書いてあります
けど、保全というのは荒廃農地での草刈り、これがまず最初にとつつかなきゃ
いけないことであって、それでその保全の後に再生ですよ。草を刈った後、
何か例えば畑にするとかですね、あるいは田んぼにするとか、そういうふうな
形で再生をしていかなきゃいけないと思うんですけど、とにかくそういう荒廃
農地の草を刈るというのは、私は簡単なことなんですけどね、一番最初で大変
な作業じゃないかというふうに思ってます。

要するにだから有害獣の捕獲だけでなくね、そちらのほうでも多面的にです
ね、そういう獣害被害に対して対策を講じるというふうなことが必要だと思う
んですけど、いかがでしょうか。

参事兼観光経済課長 まさにそのとおりでございます。ただ、その土地というのは、やはり農家の
土地でございますので、それをいかにして刈る方法を、手法を探すかというこ
とにかかってくると思います。高齢化した人にその急傾斜地、もう一回草ぼう
ぼうになって荒廃農地になってしまったところを刈ることは非常に難しくなっ
てまいります。そのために私どもで今考えているのは、寄地域を里地里山認定
いたしまして、何人かの方々に集まっていただく、地主さんも含めてですね、
そういう形であればしやすいのではなかろうか。まして、そこに補助金があり
るのであれば余計に一助となると。無料報酬でやるのもなかなか難しい中で、

それを利用すれば大勢の方々、ボランティアも入りますので、そこら辺で集団でやるのが一つこれからの寄への、また、松田町への農業政策の一つではなかろうかというふうに考えてございます。

6 番 飯 田 それでまた話もとに戻るように感じになりますけど、寄地区9地域のうちの今2つぐらいあると言ったあと残りのですね、7つの集落があるわけですね。その集落単位でね、そういう自治会を自治会長とか自治会にですね、もう少しそういう里地里山でこういうふうになるから、何とかそういう組織をつくってやってくれないかというふうなね、町のほうからの働きかけがやっぱり必要だと思うんですよ。こういうふうになったからね、みんなでやってくれないかとか、そういうやり方もいいんでしょうけど、やっぱり黙ってたら組織つくっていけないと思うんですよね。だからよく、自治会長会なんかで自治会長にですね、理解してもらって、そういうふうなことで組織をね、各集落でつくってもらいたいというふうなお願いをですね、するのも一つかなと思うんですけど、そういうふうなお考えはないでしょうか。

参事兼観光経済課長 その件につきましては、今回この次にプリントでもお話いたしますけれども、改正農業委員会法が施行されました。その中で、今までは農業委員会の職務というのは法定業務に、主体としては法定業務。要するに3条、4条、5条の農地転用等にかかわるものというのが主体で動いておりましたけれども、今回の改正農業法では、日本全国にそのような意見が出てまいった中で、農業委員会の新たな業務です。これ専任業務です。それは、耕作放棄地対策、それから農地の、先ほど言ったように中間管理機構とか貸出制度の拡充とか、それが新たな業務と、法定業務としてなっております。ですから、そういうものがこれからの農業委員会に求められる。また、農業委員会の姿勢の中では、当然農業委員会と町とが共同して農家の代表としての農業委員会。それと、町は農政という、農業施策という中で両輪として動いていきたいというふうに考えております。

6 番 飯 田 じゃその辺はですね、よろしくお願ひしたいと思います。（「単位集落型の働きかけもします」の声あり）

議 長 6番議員よろしいですか。質問の趣旨としては。（「今、よろしくお願ひし

ますと言っただけで」の声あり ）農業委員会の考え方に対してですか。

参事兼観光経済課長 つけ加えますと、単位集落という形になりますけれども、単位集落についても同様でございます。農地というものの確保の中で、それは、里地里山の方針を打ち出すに当たっても、当然農業委員会、町と一緒にやるものですから、両輪として、当然各地域にも働きかけをしていきたい。

議 長 地元に対する働きかけはどうされていますかという質問の趣旨に対する回答をお願いします。

参事兼観光経済課長 町と農業委員会と一緒にやって取り組んでいきます。働きかけをしていきます。

6 番 飯 田 じゃその辺はですね、今後しっかりですね、寄地域がね、そういう保全、里地里山に認定された、その成果みたいなものですね、出るような動きをね、していただきたいというふうに思います。

それとあと、里地里山保全事業の、日本全国やられているわけなんですけど、秦野のほうではボランティアをうまく使ってやっているというふうなことなんですけど、ボランティアの参加募集の中身というのはですね、弁当とか水筒とか軍手とかですね、作業に必要なものはすべてボランティアの持参となっているわけですね。来てくれれば飯食わせますよとかそういうのじゃなくてね、全部もう自前で来てもらえると。それで、やる仕事というのはね、集めたくずをですね、堆肥にするとか、その草を刈った後の二次的な作業を何かメインにしているような、そんな感じの、ホームページで見たんですけど、内容でした。

それともう一つはですね、これ京都のほうの実例なんですけど、戸数が9戸しかなくて、住民が14人いるそうです。そのうちの65歳以上が10人で高齢化率が高くて、限界集落と呼ばれていたけど、その地域はですね、里山ボランティアという名前で、都市からのボランティアを募集したんですね。それで、ボランティアと連携・協力して村おこしを行って、その地域にとって重要なもう助っ人になって、回を追うごとにそのリピーターがふえてきているというふうな実情らしいんですよ。それで、波及効果としてですね、田舎暮らしを求めて集落に移住した4人家族がいるというふうなことでね、戸数が9戸で住民が14人

で65歳以上が10人、それで若い人が、65歳以下は4人しかいないわけですね。そういうふうなところでもそれなりの成果出しているんで、寄地区なんかでも都市からボランティアを呼んで、やっぱり寄のよさを知ってもらってですね、それで寄地区住んでみたいというふうな人がね、1人でも2人でも出ればいいのかというふうに思いますので、またこの辺のボランティアに対するですね、考え方をひとつ回答をお願いします。

参事兼観光経済課長 ボランティアは確かに必要と考えます。当然、そこら辺のボランティアの求め方なんですけれども、これも何回も申します里地里山の中でも見学会、交流会、ボランティアという形も取り入れて、手法はいろいろとございますけれども、あとは地域でどう考えるか。またその土地の方、地主さんの方がどう考えるか。もし、そういう申し出がありましたら、またそこら辺を検討しながら、前向きにそこに入ってこれるような組織を勉強していきたいと、研究していきたいと考えております。

6 番 飯 田 これからの研究課題としてですね、その辺もあわせてお願いしたいと思います。Yadoriki Healing Village 事業もここで動き出しますしね、この里地里山が寄地域全体が認定されたということで、この2つを両輪にしてですね、ぜひ寄地区の活性化を図って、人口増につながればいいんじゃないかと思うんで、一生懸命これからもよろしくお願いしたいと思います。以上で終わります。

議 長 以上で、受付番号第6号 飯田一君の一般質問を終わります。

以上で、本日予定しました日程の全てが終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。あすは午前9時より本会議を開きますので、定刻までに御参集くださるようお願いいたします。本日は大変御苦労さまでした。

なお、この後、午後2時40分より議会全員協議会を開催いたしますので、最初にですね、議員のみの協議事項を行いますので、大会議室にはですね、議員のみ2時40分集合をお願いいたします。御苦労さまでした。 (14時20分)